

西区青少年育成協議会活動補助金交付要綱

令和2年3月25日

西区長決定

(目的)

- 第1条 この要綱は、西区が、青少年育成協議会活動支援要綱（令和6年4月1日地域協働局長決定、以下「活動支援要綱」という。）第4条第2項により登録が決定した青少年育成協議会（以下「単位青少協」という。）の活動の促進・発展をはかり、地域における青少年の健全育成活動を支援するため、その事業実施に必要な経費の一部を補助するために必要な内容を定めることを目的とする。
- 2 補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年4月1日神戸市規則第38号）および活動支援要綱の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 補助金の手続については、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手続に関する要綱（平成28年3月24日市長決定、以下「補助金交付要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

- 第2条 活動支援要綱第6条第2項において別に定めることとされている補助金の額は、1団体あたり18万円を上限として予算の範囲内で区長が決定する。

(補助対象経費)

- 第3条 補助対象経費は活動支援要綱第8条第1項各号に定める活動にかかる経費とする。ただし、次の各号に掲げるものは補助の対象から除外する。
- (1) 他の地域団体その他団体への記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金（単位青少協がその事業実施団体の一員として分担するものを除く）
- (2) 単に、単位青少協の会員及び役員等という身分上の理由をもって支給する給与、報酬等
- (3) 慶弔費
- (4) 飲食費（会議等で出すお茶程度は除く）
- (5) 国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において当該補助金等により充当される経費

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。